◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第503号（R1.5.10）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。
また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝9件（4月26日～5月9日分）
(1)乗合バスの車内事故①
(2)乗合バスの衝突事故
(3)乗合バスの車内事故②
(4)法人タクシーの衝突事故
(5)法人タクシーの横転事故
(6)法人タクシーの死傷事故①
(7)法人タクシーの死傷事故②
(8)トラックの追突事故①
(9)トラックの追突事故②

2.トピック
(1) G20大阪サミット等開催に伴う警備協力について
(2) 乗合バスによる死傷事故の発生を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について

◇◇◇

を負った。

(3)乗合バスの車内事故②
5月1日（水）午後6時34分頃、長崎県の市道バス停において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客20名を乗せ運行中、発車する際に、空席に移動しようとした乗客が発進の揺動により転倒した。
この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(4)法人タクシーの衝突事故
4月29日（月）午前3時25分頃、北海道の国道交差点において、道内に営業所を置く法人タクシーが乗客3名を乗せ運行中、直進する際に、右方向から進入してきた軽自動車と衝突し、さらに横断歩道を横断していた歩行者が当該軽自動車にはねられた。
この事故により、はねられた歩行者が死亡、タクシーの乗客3名と運転者の計4名が軽傷を負った。
事故当時、当該交差点の信号は、タクシー側が青色だった模様。

(5)法人タクシーの横転事故
5月5日（日）午後8時24分頃、北海道の市道交差点において、道内に営業所を置く法人タクシーが空車にて運行中、直進する際に、左方向から進入してきた乗用車と衝突し、当該タクシーは横転した。
この事故により、当該タクシー運転者が軽傷を負った。
事故当時、当該交差点の信号は、タクシー側が青色だった模様。

(6)法人タクシーの死傷事故①
5月7日（火）午前4時頃、広島県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車にて運行中、道路を横断していた歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。
当該道路は、片側一車線で、当該歩行者は、横断歩道のない場所を横断していた模様。

(7)法人タクシーの死傷事故②
5月9日（木）午後10時頃、秋田県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車にて運行中、道路を横断していた歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。
当該歩行者は、横断歩道のない場所を横断していた模様。

(8)トラックの追突事故①
4月26日（金）午前6時20分頃、福岡県の国道バス停において、同県に営業所を置くトラックが運行中、乗合バスが乗客の乗降のため停車していたところ、当該ト

ラックが追突した。さらに当該トラックは、対向車線にはみ出し、走行してきた乗用車と衝突した。
この事故により、乗合バスの乗客11名と運転者、乗用車の運転者の計13名が軽傷を負った。

(9)トラックの追突事故②
5月8日（水）午前7時20分頃、大阪府の高速道路において、府内に営業所を置くトラックが運行中、前方の渋滞のため停止していた自家用トラックに追突し、さらに前方の乗用車2台の計4台が絡む多重事故となった。
この事故により、1名が死亡、1名が重傷、9名が軽傷を負った模様。

---

上記9件の死傷者数計：死亡4名、重傷3名、軽傷37名（速報値）

---

◇◇◇

4月21日（日）、神戸市ＪＲ三宮駅前において、乗合バスが停留所を発車した直後、そのすぐ先の横断歩道に赤信号で進入して歩行者をはね、2名が死亡し、6名が重軽傷を負うという痛ましい事故が発生しました。
事故の原因については現在調査中ですが、本件は、横断歩道を通行中の歩行者をはねるという基本的な安全確認不足によるものと思われる事故であり、自動車運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであります。
このため、特に大量の輸送需要が見込まれる4月27日（土）から始まる即位日等休日法の施行に伴う大型連休に向けて、自動車運送事業者様におかれましては、次の事項について改めて周知徹底していただき、事業用自動車の安全運行の確保に万全を期すようお願いいたします。

運転者に対する指導・監督、点呼等を通じて、
①運転者に対し、発進時等における周囲の確認の徹底、道路状況を踏まえた安全速度での運行等の道路交通法等の法令遵守を徹底すること。
②運転者の健康状態、疲労状態等の確実な把握に努め、安全な運行ができないおそれのある運転者を事業用自動車に乗務させないこと。

◇◇◇

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html　）

・フリーダイヤル受付　0120－744－960

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　03－3580－4434（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆